

令和2年12月10日

「令和3年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 菰田正信
(三井不動産(株)社長)

本日決定された「令和3年度税制改正大綱」では、最重点要望と位置づけていた土地固定資産税について、地価上昇により令和3年度の税額が増加する全ての土地に対し令和2年度と同額とする特別措置が講じられることとなった。また、住宅ローン減税の控除期間の延長措置の2年延長と住宅取得等資金に係る贈与特例の非課税枠の堅持とともに、床面積要件が緩和されることとなった。

コロナ禍という未曾有の事態により、経済状況や事業者の経営環境等が著しく悪化し、雇用所得環境にも弱さがみられ、先行きの不透明感も非常に強まる中、経済の早期回復に寄与するものであり、高く評価している。

さらに、都市再生促進税制をはじめとする、都市、住宅、土地等に係るその他の主要な要望についても延長等が認められることとなった。ポストコロナも見すえた、まちづくりの推進によるDXの加速や多様なニーズに対応した質の高い住宅ストック形成等にも資するものであり、評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、引き続き、国民の暮らしを豊かにするまちづくりや住環境の整備を通じ、我が国の経済・社会の発展に貢献して参りたい。

以上